

蒲郡市立ソフィア看護専門学校体育施設の開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市立ソフィア看護専門学校体育施設の開放に関する規則（平成25年蒲郡市規則第39号。以下「規則」という。）の規定に基づき、蒲郡市立ソフィア看護専門学校（以下「看護学校」という。）の体育施設である体育館兼講堂（以下「体育館」という。）の開放について必要な事項を定めるものとする。

(登録証の有効期間)

第2条 規則第5条第2項に規定する体育館利用登録証の有効期間は、当該登録した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(開放事務担当者)

第3条 看護学校長は、体育館開放の実務と運営の円滑化を図るため、体育館開放事務担当者を置き、体育館の貸出し手続と規則第5条第3項に規定する利用者（以下「利用者」という。）との連絡調整を図るものとする。

(利用許可証の提示等)

第4条 規則第7条の規定により体育館の利用許可を受けた利用者は、体育館を利用する当日に体育館利用許可書及び納入通知書兼領収証書（電気料実費相当分）を看護学校に提示するものとする。

(照明設備利用料の納付及び還付)

第5条 規則第9条に規定する電気料の実費相当額（以下「実費相当額」という。）は、利用前に納付するものとし、利用者が照明設備の利用を中止又は一部中止したときは、体育館照明設備利用料還付申請書兼決定書（第1号様式）により還付するものとする。

(実費相当額の免除申請)

第6条 規則第10条に規定する実費相当額の免除は、体育館照明設備利用料免除申請書兼決定書（第2号様式）により行うものとする。

(事故発生時の連絡)

第7条 利用者は、体育館利用中に体育館の管理上支障がある事故等が発生した場合は、速やかに開放事務担当者に連絡するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

体育館照明設備利用料還付申請書兼決定書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者

団体名

責任者氏名

住所

電話番号

年 月 日納付の体育館照明設備利用料を還付くださるよう申請します。

| | | | | |
|------|-------|------------------|-------|----------|
| 還付金額 | 円 | | | |
| 申請日時 | 年 | 月 | 日 () | 時 分～ 時 分 |
| 利用日時 | 年 | 月 | 日 () | 時 分～ 時 分 |
| 申請理由 | | | | |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫・農協 本店・支店 | | |
| | 口座名義人 | フリガナ | | |
| | 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| 備考 | | | | |

年 月 日

上記の申請内容を適切なものと認め、照明設備利用料の還付を決定します。

蒲 郡 市 長

印

第2号様式（第6条関係）

体育館照明設備利用料免除申請書兼決定書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者

団体名

責任者氏名

住所

電話番号

次のとおり体育館照明設備利用料を免除くださるよう申請します。

| | | |
|--------|--------------------|--------------|
| 申請理由 | | |
| 利用日時 | 年 月 日 () 時 分～ 時 分 | |
| 当日の責任者 | 氏名 | 電話番号 |
| 免除額 | 円 | 規定額 円 |
| | | 規則第10条第 号に該当 |
| 備考 | | |

年 月 日

上記の申請内容を適切なものと認め、照明設備利用料の免除を決定します。

蒲 郡 市 長

印